(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　大阪府高槻市役所及び箕面市役所　兵庫県川辺郡猪名川町役場及び神戸市北区役所

○国土交通省告示第三百四十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十四年国土交通省告示第四百四十六号の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

三ル中「博多区中洲五丁目三番八号」を「中央区天神二丁目十四番十三号」に改める。

○環境省告示第三十四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第一項の規定に基づき、大山隠岐国立公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　追加する区域

鳥取県東伯郡三朝町内国有林鳥取森林管理署五〇七林班の全部及び五〇六林班の一部

鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第三十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第一項の規定に基づき、大山隠岐国立公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　特別地域に次の区域を追加する。

鳥取県東伯郡三朝町内国有林鳥取森林管理署五〇七林班の全部及び五〇六林班の一部

鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部

二　第一種特別地域に次の区域を追加する。

鳥取県東伯郡三朝町内国有林鳥取森林管理署五〇七林班の一部

鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部

三　第二種特別地域に次の区域を追加する。

鳥取県東伯郡三朝町内国有林鳥取森林管理署五〇六林班及び五〇七林班の各一部

鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部

四　次の単独施設を削除する。

種類	位置
園地	岡山県真庭市（奥苗代）
園地	岡山県真庭市（苗代谷）
スキー場	岡山県真庭市（郷原）
野営場	岡山県真庭市（犬挟峠）

五　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	鳥取県東伯郡三朝町（三徳山）
休憩所	鳥取県東伯郡三朝町（三徳山）

六　次の道路を削除する。

(一)　自転車道

岡山県真庭市（蒜山国民休暇村・国立公園境界）から同市（蒜山国民休暇村・国立公園境界）まで、同市（苗代・国立公園境界）から同市（内海ヘ・国立公園境界）から同市（三平山・国立公園境界）まで及び同市（郷原・国立公園境界）から同市（郷原・国立公園境界）まで

(二)　歩道

岡山県真庭市（上福田・歩道分岐点）から鳥取県日野郡江府町（鬼女台・歩道合流点）まで

鳥取県西伯郡大山町（川床・歩道分岐点）から同町（下宝珠越・歩道合流点）まで

鳥取県西伯郡大山町（下宝珠越・歩道分岐点）から同町（象ヶ鼻・歩道合流点）まで

鳥取県西伯郡大山町（元谷・歩道分岐点）から同町（大山六合目・歩道合流点）まで

鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻・歩道分岐点）から同県東伯郡琴浦町（茶園原）及び同町（西坂登山口）まで

七　次の道路を追加する。

(一)　歩道

鳥取県三朝町（三徳・国立公園境界）から同町（三徳山）まで

鳥取県西伯郡大山町（川床・歩道分岐点）から同町（下宝珠越）まで

鳥取県西伯郡大山町（下宝珠越・歩道分岐点）から同町（象ヶ鼻・歩道合流点）及び同町（元谷・歩道合流点）まで

鳥取県西伯郡大山町（大神山神社）から同町（大山六合目・歩道合流点）まで

鳥取県西伯郡大山町（象ヶ鼻・歩道分岐点）から同県東伯郡琴浦町（茶園原）及び同町（西坂登山口）まで

八　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第三十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項の規定に基づき、大山隠岐国立公園の特別地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年三月十九日

環境大臣　石原　伸晃

一　追加する区域

鳥取県東伯郡三朝町内国有林鳥取森林管理署五〇七林班の全部及び五〇六林班の一部

鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第三十七号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、大山隠岐国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第七十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年三月十九日

環境大臣　石原　伸晃

第一条第一項第三号の次に次の二号を加える。

四　三徳山A地区	鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部
五　三徳山B地区	鳥取県東伯郡三朝町大字三徳の一部

第四条の次に次の二条を加える。

（三徳山A地区に係る基準の特例）

第五条　三徳山A地区内において行われる規則第十一条第七項に規定する行為については、同項第一号ロ中「地域住民の日常生活」とあるのは「地域住民の日常生活又は社寺の管理運営」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（三徳山B地区に係る基準の特例）

第六条　三徳山B地区内において行われる規則第十一条第一項に規定する行為については、同項ただし書中「公益上」とあるのは「公益上若しくは社寺の管理運営上」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　三徳山B地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「第二項ただし書に規定する行為に該当するもの」とあるのは「既存建築物の改築等、社寺境内地において過去に存していた神社若しくは寺院等の再建のための新築であって当該地域において伝統的若しくは文化的意義を有すると認められるもの又は社寺の管理運営上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築であって、第一項第五号に掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　三徳山B地区内において行われる規則第十一条第十二項に規定する行為については、同項第一号ハ中「公益上」とあるのは「公益上又は社寺の管理運営上」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4　三徳山B地区内において行われる規則第十一条第十三項に規定する行為については、同項中「前項各号」とあるのは「大山隠岐国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成十二年十月環境庁告示第七十一号）第六条第三項の規定により読み替えられた前項第一号及び第二号」と、同項第二号ロ中「公益上」とあるのは「公益上又は社寺の管理運営上」と読み替えて、同項の規定を適用する。